

長野市一般廃棄物処理基本計画

【概 要 版】

平成 23 年 4 月 策 定
(平成 26 年 11 月 中 間 見 直 し)

■ごみ処理基本計画
持続可能な循環型環境都市“ながの”
の創造



■生活排水処理基本計画
「自然と人が共生する」良好な水環境・
生活環境をめざして

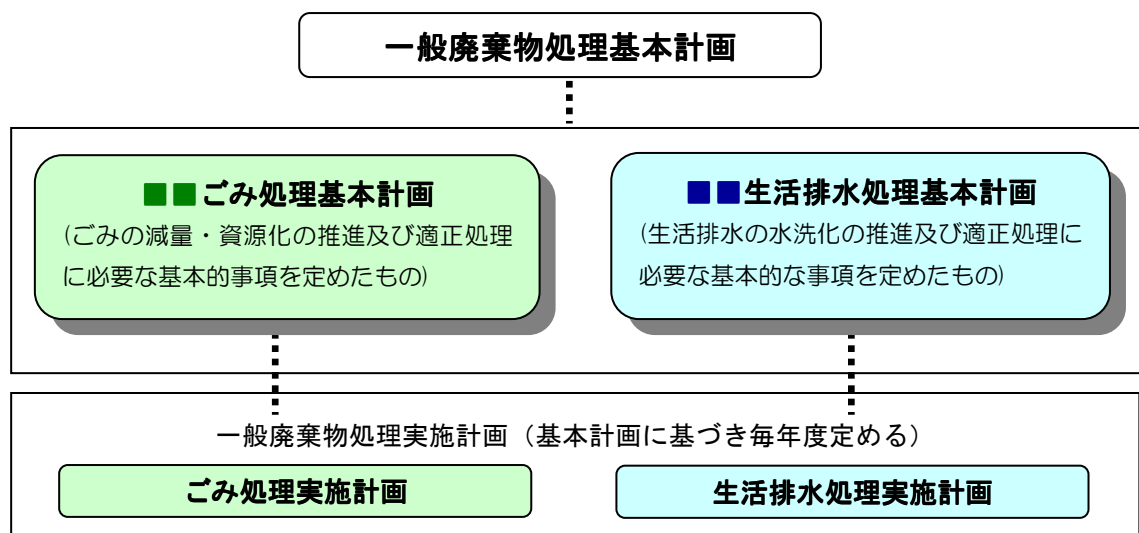


長 野 市

1 一般廃棄物処理基本計画とは？

【本編 P2～3】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物の適正な処理を行うための基本的な計画です。



2 計画期間

【本編 P4】

平成 23 年度～平成 28 年度（6年間）

3 計画の全体構成

第 1 部 総論

第 1 章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間と計画区域

第 2 章 長野市の概況

- 1 位置・沿革
- 2 人口・産業の動向

第 2 部 ごみ処理基本計画

第 1 章 現状と課題

- 1 ごみ処理の現状
- 2 ごみ処理の課題の整理（重点課題）

第 2 章 ごみ処理基本計画

- 1 基本的な考え方
- 2 ごみの排出量の見込み
- 3 ごみ量等の目標値
- 4 目標達成のための施策の展開

第 3 部 生活排水処理基本計画

第 1 章 現状と課題

- 1 生活排水処理の現状
- 2 生活排水処理の課題の整理

第 2 章 生活排水処理基本計画

- 1 基本的な考え方
- 2 生活排水の処理計画
- 3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画
- 4 その他必要な事項

(1) 基本理念

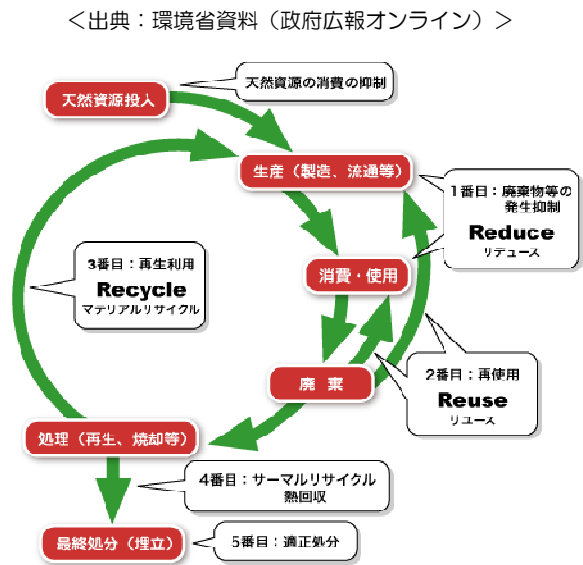
持続可能な循環型環境都市 “ながの” の創造

市民・事業者・行政の三者協働による3R施策を一層推進することにより、「循環型社会」の構築を目指します。ごみの焼却量及び最終処分量の削減を図り、最終的に環境への負荷が小さい循環型都市を創造するものです。

加えて、有料化制度による持続的なごみの減量や継続的な啓発活動の推進など、「持続性・継続性」に重点を置き、「**持続可能な循環型環境都市 “ながの” の創造**」を基本的な理念とします。

本市の目指す循環型環境都市の姿

- できる限りごみを発生させない。
⇒第1段階：発生抑制（リデュース）
- やむを得ず、ごみとして排出されたものについても、可能な限り資源として循環的な利用を行う。
⇒第2段階：再使用（リユース）
⇒第3段階：再生利用（マテリアルリサイクル）
⇒第4段階：熱回収（サーマルリサイクル）
- 最終的にどうしても循環利用されないものについては、環境負荷の低減に配慮しながら安定的に適正処分を行う。
⇒第5段階：適正処分



(2) 基本方針

基本理念を実現するために、以下の4つの基本方針を定めます。

発生抑制
1 市民・事業者・市の協働による取組の推進

再使用・再生利用
2 分別の徹底と再資源化の促進

適正処分
3 環境に配慮した適正な廃棄物処理の推進

4 計画実現に向けた体制・仕組みづくり

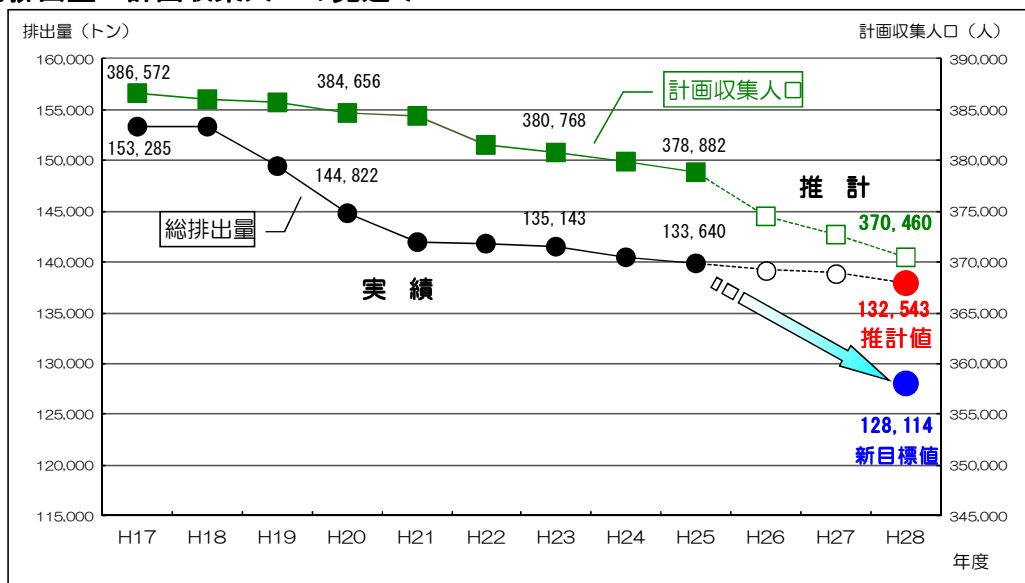
(3) ごみ排出量の見込み（推計値）

平成28年度のごみの総排出量は、132,543トンになる見込みです。

平成25年度と比較すると、0.8%の減少になります。

なお、平成25年度までの実績及び人口推計に基づき、推計値を見直しました。

総排出量・計画収集人口の見込み



総排出量の推計結果（内訳）

単位：トン

区分	年度	実績					推計				増減率 (H20比)
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
総排出量		144,822	141,988	133,179	135,143	135,255	133,640	133,668	133,461	132,543	△8.5%
形態別	家庭系	85,549	84,474	79,064	80,599	79,864	78,619	78,715	78,559	77,876	△9.0%
	事業系	43,583	42,017	38,879	39,565	40,460	41,258	40,460	40,571	40,460	△7.2%
	集団回収	15,690	15,497	15,236	14,979	14,931	13,763	14,493	14,332	14,207	△9.5%

(4) 数値目標

一層のごみの減量・資源化の推進を図るため、平成28年度の4つの目標値を設定します。

なお、施策の見直し及び強化並びに新施策の実施を踏まえ、目標値を見直しました。

項目	指標	単位	基準年度 (H20)	実績 (H25)	目標値 (H28)	新目標値 (H28)
減量化 目標	① ごみの総排出量	t/年	144,822	133,640	129,140	128,114
	② 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	609	569	548	547
	③ 事業系ごみ排出量	t/年	43,583	41,258	39,200	39,911
資源化 目標	④ リサイクル率 ※	%	24.1	28.4	29.9	29.3

※ リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（ごみ収集搬入量＋集団回収量）

(5) 目標達成のための施策の展開

目標の達成に向けて、**4つの基本方針**に基づき、**14の基本施策**と**53の具体的施策**を展開していきます。

なお、施策の進捗状況や社会的状況等の変化を踏まえ、施策体系を見直しました。

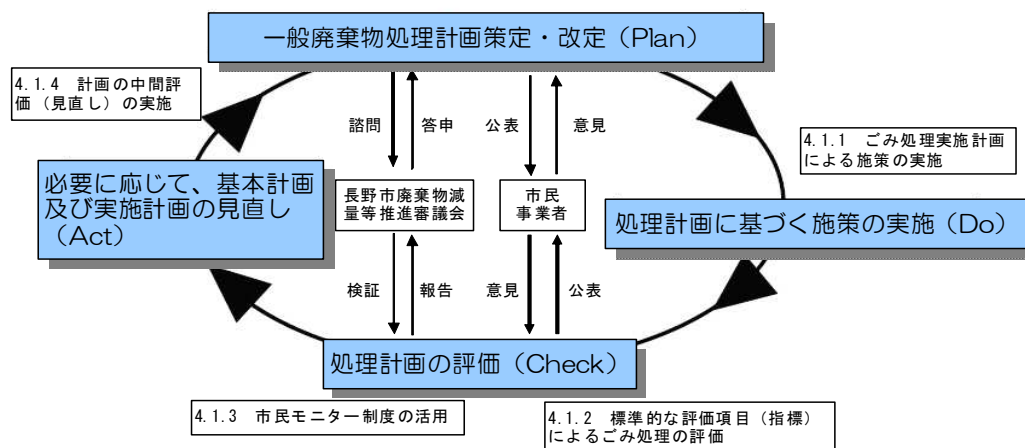
【施策体系】

基本方針	基本施策	具体的施策
1 市民・事業者・市の協働による取組の推進 <small>発生抑制</small>	1 環境教育・普及啓発の充実	1.1.1 ごみ通信・副読本等を活用した環境教育・学習の推進
		1.1.2 長野市清掃センター等施設見学の推進
		1.1.3 地域・団体等との連携による普及啓発の推進
	2 家庭ごみの発生抑制の推進	1.2.1 発生抑制に向けたわかりやすい啓発活動の推進
		1.2.2 生ごみの発生抑制と減量化の推進
		1.2.3 容器包装類削減のための啓発
		1.2.4 住民自治協議会・ながの環境パートナーシップ会議等との連携強化
	3 事業ごみの発生抑制の推進	1.3.1 事業ごみ減量マニュアル等を活用した減量化の推進
		1.3.2 減量計画書による計画的取組の徹底
		1.3.3 多量排出事業所への立入指導の実施
		1.3.4 過剰包装削減の推進
		1.3.5 ながのエコ・サークルの普及促進
		1.3.6 多量排出事業所以外の事業所が排出する事業ごみ削減の推進
		1.3.7 食べ切り運動等の推進
		1.3.8 イベントごみの発生抑制の推進
	4 市のごみの発生抑制の推進	1.4.1 市庁舎等のごみの発生抑制の推進
1.4.2 市主催イベント等における発生抑制の推進		
2 分別の徹底と再資源化の促進 <small>再使用・再生利用</small>	1 分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進	2.1.1 分別の徹底に向けたわかりやすい啓発活動の推進
		2.1.2 分別・排出指導の徹底
		2.1.3 住民自治協議会等との連携強化
		2.1.4 住民説明会・出前講座の実施
		2.1.5 事業ごみの分別の徹底
		2.1.6 搬入時の分別指導の徹底
	2 再資源化の推進	2.2.1 集団回収による資源物回収の促進
		2.2.2 サンデーリサイクル拠点増加の検討
		2.2.3 機密文書再資源化への誘導
		2.2.4 事業系有機性廃棄物の資源化の促進
		2.2.5 新たな資源化ルートの検討
		2.2.6 使用済小型家電回収の実施
	3 リサイクル啓発の推進	2.3.1 リフレッシュプラザを拠点とした再使用の促進
		2.3.2 再生品・環境配慮物品等の利用促進
		3 適正な廃棄物処理の推進 <small>適正処分</small> <small>環境に配慮した</small>
3.1.2 高齢者等に対する収集体制の検討		
3.1.3 処理困難物自主回収の推進		
3.1.4 環境にやさしい収集車両の導入及びエコドライブの推進		
3.1.5 環境に配慮したごみ集積所設置の支援		
3.1.6 収集運搬業者の研修会の実施		
2 ごみ処理施設の整備	3.2.1 安全で安定的な処理の継続実施	
	3.2.2 環境調査等の実施	

		3.2.3 広域連合ごみ処理施設の整備促進
		3.2.4 広域ごみ焼却施設建設に伴う清掃センターの整備
	3 不法投棄対策の推進	3.3.1 監視体制の充実
		3.3.2 地域と連携した不法投棄されにくい環境づくりの推進
	4 災害廃棄物対策	3.4.1 災害廃棄物処理体制の確立
4 計画実現に向けた体制・仕組みづくり	1 PDCAサイクルによる計画（施策）の進行管理 ※	4.1.1 ごみ処理実施計画による施策の実施
		4.1.2 標準的な評価項目（指標）によるごみ処理の評価
		4.1.3 市民モニター制度の活用
		4.1.4 計画の中間評価（見直し）の実施
	2 効率的な廃棄物行政の推進	4.2.1 ごみ通信等の広告媒体としての活用の検討
		4.2.2 一般廃棄物処理手数料の検証
		4.2.3 ごみ処理の効率化に向けた処理費用の分析
	3 地球温暖化防止等への配慮	4.3.1 地球温暖化防止にかかる数値指標の算出・検証
		4.3.2 「長野市バイオマスタウン構想」と連携した取組の推進

※ PDCAサイクルによる計画（施策）の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度評価・検証を行います。
 具体的な進行管理は、毎年度定める**ごみ処理実施計画**により行います。



(6) 成果指標

区分	項目	説明	基準年度 (H20)	新目標値 (H28)	
成果指標	数値目標（再掲）	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量＋集団回収量	144,822 t	128,114 t
		2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量（集団回収を除く）／計画収集人口	609g／人・日	547g／人・日
		3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,911 t
		4 リサイクル率	（資源化量＋集団回収量）／ごみ総排出量	24.1%	29.3%
	成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合（不燃・資源を除く重量比）	58.8%	40.1%
		6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合（重量比）	20.5%	14.8%
		7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216件	271件

(1) 基本理念

「自然と人が共生する」良好な水環境・生活環境をめざして

水は人間の生活や産業にとって最も重要な資源であり、また、良好な水環境をつくることは、人々に潤いと豊かさを与え、快適な生活環境づくりには欠かすことのできない大きな要素の一つです。

そのためには、私たち一人ひとりが適切な排水処理や無理のない節水など水を大切にすることを意識を高め、取り組むことが必要になります。

本計画では、生活排水処理の課題を改善し、適正な処理のあり方と方向性を示し、「自然と人が共生する」良好な水環境・生活環境を目指していくことを基本理念とします。

(2) 基本方針

基本理念を実現するために、以下の5つの基本方針を定めます。

1 公共下水道の推進

2 農業集落排水の推進

3 合併処理浄化槽の普及と維持管理の徹底

4 生活雑排水簡易浄化槽の維持管理の促進

5 し尿・浄化槽汚泥の適正な収集体制と処理施設の運営

(3) 生活排水（水洗化・生活雑排水）の処理計画

①計画の目標

すべての生活排水を施設で処理することを目標とし、市内の各地区の実情に対応した処理方式を採用します。

中間見直しに当っては、本計画の基となる「長野市下水道10年ビジョン」見直しの動向を見て対応することとします。

計画処理区域（市全域）の生活排水処理の目標

計画目標	基準年度(平成21年度)	目標値(平成28年度)
施設整備率	89.4%	99.4%
水洗化・生活雑排水処理率	82.7%	92.2%

生活排水処理形態別人口の見込み

◆施設整備率から見た見込み

	基準年度（平成21年度）	目標値（平成28年度）
1. 計画処理区域内人口	384,854 人	369,964 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	344,156 人	367,635 人
(1) 単独・流域関連公共下水道	312,366 人	333,567 人
(2) 特定環境保全公共下水道	15,065 人	16,086 人
(3) 農業集落排水施設	7,726 人	8,221 人
(4) 合併処理浄化槽	8,999 人	9,761 人
戸別浄化槽	6,127 人	6,703 人
個人浄化槽	2,872 人	3,058 人
施設整備率	89.4 %	99.4 %
3. 計画処理区域外人口	0 人	0 人

◆水洗化・生活雑排水処理率から見た見込み

	基準年度（平成21年度）	目標値（平成28年度）
1. 計画処理区域内人口	384,854 人	369,964 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	318,144 人	341,131 人
(1) 単独・流域関連公共下水道	288,452 人	309,607 人
(2) 特定環境保全公共下水道	9,376 人	14,440 人
(3) 農業集落排水施設	7,512 人	7,784 人
(4) 合併処理浄化槽	12,804 人	9,300 人
戸別浄化槽	2,103 人	6,022 人
個人浄化槽	3,212 人	3,077 人
下水道区域内個人浄化槽	7,489 人	201 人
水洗化・生活雑排水処理率	82.7 %	92.2 %
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,242 人	1,574 人
4. 非水洗化人口（汲み取り）	64,468 人	27,259 人
5. 計画処理区域外人口	0 人	0 人

②生活排水処理施設の整備計画の概要

公共下水道	単独公共下水道及び流域関連公共下水道の整備を計画的に進め、水洗化工事の促進を図ります。
特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設	特定環境保全公共下水道と農業集落排水施設の建設は、ほぼ完了しており、水洗化工事の促進を図ります。
合併処理浄化槽	公共下水道や農業集落排水施設の整備計画がない区域において、設置を進めていきます。

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

①し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、下水道等の整備と水洗化に伴い、今後も減少し、平成28年度には50.5%の減少が見込まれます。(平成21年度比)

区 分		単 位	平成21年度	平成28年度	
年間計画処理量	し尿	kl/年	58,160	24,592	
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽	kl/年	2,372	1,665
		合併処理浄化槽	kl/年	10,566	7,674
		農業集落排水施設	kl/年	2,334	2,419
	浄化槽汚泥小計	kl/年	15,272	11,758	
	計画年間処理量 計	kl/年	73,432	36,350	
増減率(対H21比)				△50.5%	

※年間計画処理量の見込みは、21年度実績値×28年度計画収集人口÷21年度計画収集人口により算出

②処理計画

施策の進捗状況等を踏まえ、処理計画を見直しました。

再資源化計画	し尿処理施設から発生する汚泥・・・脱水後、堆肥化等に活用 ⇒引き続き資源化を推進します。
収集運搬計画	当面の間、現在の体制で対応します。 ⇒より一層収集量の減少が見込まれることから、許可地区を委託制へ移行するなど、災害時を見据えた収集運搬体制について検討を進めます。
中間処理計画	長野市周辺し尿処理施設の整備方針や年間搬入量の推移を踏まえ、周辺環境・経済性及び効率性などにも十分配慮しながら、今後の衛生センターのあり方について検討を進めます。
最終処分計画	中間処理後に発生するし渣(ごみ等)・・・焼却処理後、埋立処理汚泥・・・施設により堆肥化やセメント材の一部として利用 ⇒引き続き、適正な処理と再資源化を進めるとともに、周辺環境に配慮した施設の維持管理を行います。